

平野区保健福祉センター乳幼児発達相談心理相談業務会計年度任用職員要綱

制定 令和3年12月1日

(目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき委嘱される平野区保健福祉センター乳幼児発達相談心理相談業務会計年度任用職員（以下「心理相談業務会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 心理相談業務会計年度任用職員は、次のいずれかに該当する者の中から、筆記試験または論述試験、面接試験の内容を総合的に勘案して任用する。

1. 臨床心理士資格又は公認心理師資格を有する者
2. 公的機関・医療機関・社会福祉施設・教育施設での心理相談業務を2年以上勤務した経験のある者
3. 前各号に準ずる者であって、第4条に規定する業務を遂行するに必要な知識及び能力を有する者

2 心理相談業務会計年度任用職員の任用は、市長が行うものとする。

(任用期間)

第3条 心理相談業務会計年度任用職員の任用期間は、1年以内とする。

2 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(業務)

第4条 心理相談業務会計年度任用職員の業務は下記の通りとする。

1. 1歳6か月児、3歳児健康診査事業における心理相談業務

2. 発達相談事業(フォロー健診)における心理相談業務
3. 4・5歳児発達障がい相談事業における心理相談業務
4. 育児教室(3か月児健診後のフォロー教室) 事業における心理相談業務
5. 乳幼児健診後の乳幼児と養育者への継続的支援業務
6. 発達障がいの早期発見、早期支援のための相談業務
7. 地域に出向く心理相談、発達障がいの理解を深める啓発業務
8. 庁内関係部署との連携(子育て支援室など)
9. 関係機関との連携(医療機関、療育機関、保育機関など)

(勤務)

第5条 心理相談業務会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、下記のとおりとする。

1. 勤務日数

1日7時間30分の勤務時間で週4日以内の勤務日

2. 勤務時間

午前9時から午後5時15分もしくは午前9時から午後5時30分まで

3. 休憩時間

45分

(実施細目)

第6条 その他必要な事項は、平野区長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

別添は廃案とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。